

別表六の二（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合に記載します。
 - (1) 措置法第68条の11第3項《中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第68条の13第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第68条の15の4第3項《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除》、第68条の15の5第3項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は第68条の15の8第1項から第5項まで《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（同法第68条の11第3項、第68条の13第2項、第68条の15の4第3項又は第68条の15の5第3項に係る部分に限ります。）の規定
 - (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第3項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第25条の2の2第3項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》若しくは第25条の2の3第3項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は震災特例法第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の8第1項から第5項まで（震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項に係る部分に限ります。）の規定
 - (3) 平成31年改正前の措置法第68条の15の4第3項《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定
 - (4) 平成30年改正前の措置法第68条の10第3項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定
 - (5) 平成29年改正前の措置法第68条の13第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定
 - (6) 平成28年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定
- 2 「調整前連結税額超過構成額2」の各欄には、別表六の二(三)「5」の金額が措置法第68条の15の8第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載します。